

令和6年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人伯耆の国
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和6年9月24日、25日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・社会福祉法人会計基準に基づき、適切な会計処理を行うこと。
- ・前回の指導監査で指摘した事項で未改善のものがあるので、改善のための措置を講じること。
- ・予算準拠主義に基づき、決算額と予算額に乖離が生じないよう適正な予算執行に努めること。

	文書指摘事項	是正・改善状況報告								
1	<p>理事について、理事会を2回以上続けて欠席している者が見られた。</p> <p>については、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、理事の改選について検討すること。</p> <p style="text-align: center;">(審査基準第3の1(3))</p>	<p>事前に電話で日程調整を行っているが、やむを得ない事情により、急遽、2回続けて欠席となった理事が2名いた。今後も、事務局は各理事の出席が可能となるよう事前に日程調整を行う。</p> <p>ただし、2回続けて欠席した理事のうち1名は、体調不良により理事会への出席が困難となったことから、令和6年6月、理事の改選を行った。</p> <p>なお、オンライン参加について、確認したところ、9名のうち5名は、自宅なら可能とのことであり、今後の検討課題とする。</p>								
2	<p>社会福祉法人会計は、その公益性に鑑み予算準拠主義が求められるところ、保育園拠点区分において決算額が予算額を超過している科目があった。</p> <p style="text-align: center;">(具体例)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption style="text-align: center;">(単位：円)</caption> <thead> <tr> <th>勘定科目</th> <th>予算</th> <th>決算</th> <th>差異</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消耗器具備品費支出</td> <td style="text-align: right;">3,225,000</td> <td style="text-align: right;">5,015,148</td> <td style="text-align: right;">△1,790,148</td> </tr> </tbody> </table> <p>については、予算変更の必要がある場合には、補正予算を調製し、理事会の承認を受けること。</p> <p>なお、補正予算を調製することを要しない軽微な乖離の範囲については、規程や予算等において定めておくのが望ましい。</p> <p>おって、本件指摘は、前回も同様の文書指摘をしており、その際、貴法人は、「予算とのずれがないよう補正対応する。」旨の回答をしているにもかかわらず改善されていない。発生した原因を分析し、再発防止策を講じて必ず改善すること。</p>	勘定科目	予算	決算	差異	消耗器具備品費支出	3,225,000	5,015,148	△1,790,148	<p>同様の指摘を受けながらも改善できておらず、不適正事案が発生した原因として、毎年、年度末になると保育園拠点に消耗器具備品費支出において予算執行残が生じていたため、法人本部の常勤役員が予算残の対応を検討した結果、年度末における予算消化のために、無理な予算執行を行ったことが原因である。</p> <p>具体的には、補正予算に間に合わない状況で年度末に当該年度に消耗品等を購入しても消費できないことから、次年度使用するものについて、必要数量を把握せず、経理規程等、適正な手続きを得ることなく、大量に消耗品を発注し、購入した。</p> <p>保育所拠点の経費は町からの委託費として当該年度の保育所を運営するための経費であり、前述のような年度末の予算執行は不適正な対応であった。</p> <p>今後、保育所拠点の経費については、町から委託を受けた当該年度分の委託</p>
勘定科目	予算	決算	差異							
消耗器具備品費支出	3,225,000	5,015,148	△1,790,148							

	文書指摘事項	是正・改善状況報告
	(留意事項 2 (2)) (経理規程第 15 条及び第 21 条)	<p>費であることを再認識の上、予算執行が形骸化することのないよう事業を適正に執行する。</p> <p>なお、再発防止策として年度中途に当初予算に変更の必要がある場合には、補正予算を調製し、適切な時期に理事会の承認を受ける。</p>
3	<p>特養拠点区分で消費する米について、南部町地域共生社会実現拠点受託事業拠点区分において自家消費量以上の量を購入していたにも関わらず、棚卸資産の管理が適切に行われていなかったことについて、改めて今年度の取扱を聞取確認したところ、次のとおりであった。</p> <p>「令和 6 年度産の米購入から、特養拠点区分が直接地域の農家から米を購入するが、地域の米農家には米を適正管理する施設がないことから、1 年分の必要量を一括して購入し、南部町地域共生社会実現拠点受託事業拠点区分の倉庫で保管することとしている。」とのことであった。その後、理事長からは「まとめて購入はせず、必要量をその都度購入する。」旨の訂正発言があった。</p> <p>については、当該米の購入計画を整理し、1 年間分をまとめて購入することとなった場合は、常時保有する数量が明らかに 1 年間の消費量を下回る場合を除き、棚卸資産として適切に管理すること。</p> <p>(経理規程第 46 条第 2 項)</p>	<p>例年、自家消費分、販売分を含めて地元農家から 1 年分の米を一括して大量に購入してきたが、購入後は、自家消費分、販売分ともに棚卸資産として計上していなかったため、会計上の簿外経理となり、消費した数量等も把握していなかった。</p> <p>今後も地域の農家から一括して購入する予定であり、1 年間の消費量を上回ることも想定される。</p> <p>指摘のとおり、年度末に残っていた米については、令和 6 年度決算で棚卸資産として決算で計上した。</p> <p>今後、一括して大量に米を購入した場合には、棚卸資産として適切に管理する。</p>
4	<p>令和 4 年度及び 5 年度に実施した貴法人に対する指導監査において、理事長所有の車両に係る法人と理事長との賃貸借契約(以下「本件契約」という。)について、特定の理事に対する特別の利益の供与に当たるおそれがあることから、本件契約の必要性及び妥当性、これまでの支出の妥当性の検証、本件契約の解除の検討並びに理事長に対する特別の利益の供与に当たるか否か、また当たると判断した場合の取扱い及び責任の在り方に係る理事会及び評議員会での検討の各結果を報告することを文書指摘したところ。</p> <p>しかし、当該指摘に対して、理事会及び評議員会においては、契約の必要性や妥当性を判断するのに必要な事実(例えば、理事長車の公用車としての利用実態、その他の公用車の運用状況、職員が自家用車を公用利用した場合の費用弁償基準との比較、本件契約に基づく賃借料単価及びこれまでに支払われた賃</p>	<p>理事長に対する特別の利益供与に該当する旨指摘を受けて、理事長は、深く反省するとともに、全額返金する申し出を理事会に提案して理事会で承認された。</p> <p>また、特定の理事に対する特別の利益の供与に当たるとの指摘に対しては、理事会としても猛省し、今後このようなことが起きることのないよう対応していく。</p> <p>なお、令和 7 年 6 月 16 日、理事長に対する特別の利益供与について評議員会で報告協議を行い、その後、令和 7 年 6 月 25 日、特別の利益の供与に該当する額として指摘額を受けた賃借料及びタイヤ代の総額 2,896,932 円については、理事長から法人に対して全額返金があったことを報告する。</p>

文書指摘事項	是正・改善状況報告
<p>借料の総額、本件契約に基づき支払われた1回あたりのタイヤ代、これを負担した回数及びこれまで支払われたタイヤ代の総額などを明らかにせず、本件契約の必要性及び妥当性、これまでの支出の妥当性の検証をしないまま特定の理事への利益供与には該当しないとの判断が繰り返されてきた。</p> <p>これまでの回答においては、貴法人には既に自家用車利用を念頭とする実費弁償のための旅費規程が設けられているにもかかわらず、実質的に自家用車利用に等しい理事長所有車両の利用のためにあえて本件契約を締結する必要性及び妥当性を疎明する資料や審議結果等が明らかとされていない。理事長所有車両の利用簿等の不存在及びその利用実態に鑑みれば、理事長所有車両の利用は実質的に理事長による自家用車利用に等しく、本件契約により支払われた賃借料は旅費規程の車賃と比較して不当に高額といえる。</p> <p>また、そのタイヤの更新料の半額負担は本来車両所有者である理事長が負担すべき費用を不当に法人に負担させるものといえる。さらに、県に提出された貴法人の理事会議事録から確認できる本件契約締結に至る経緯等も考慮すれば、これらは理事長報酬の補填的性質のものであると認められ、役員等報酬基準に基づかない役員報酬の支給を企図したものといわざるを得ない。</p> <p>よって、本件契約は理事会の適式な審議を経していない法人と理事長個人との利益相反取引であるとともに、当該取引に基づき支給された賃借料及びタイヤ更新料の負担は、社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇であり、特定の理事に対する特別の利益の供与に当たると判断せざるを得ない。</p> <p>については、理事会及び評議員会において本件契約に基づき支払われた賃借料及びタイヤ代の総額（今回監査で確認できた合計2,896,932円）から特別の利益の供与に該当する額を精査するとともに、法第45条の20に基づき貴法人に対する関係者の損害賠償責任を精査の上、賠償請求等の必要な措置を直ちに講じ、その結果を報告すること。なお、その賠償責任や賠償額に合理性が認められず貴法人の運営が著しく適正を欠くと認めるときは、改善のために必要な措置を取るべき旨を勧告することがあるので念のため申し添え</p>	

文書指摘事項	是正・改善状況報告
<p>る。</p> <p>なお、理事会及び評議員会における前記報告を当庁に報告するに当たっては、当該判断の根拠及びそれを裏付ける具体的な挙証資料を提出すること。</p> <p>おって、理事、監事及び評議員は法人と委任の関係にあり、その職務の執行に当たっては忠実義務又は善管注意義務を負うべきところ、任務懈怠により法人に損害が生じた場合は、懈怠した理事等は損害賠償責任を負うことになる。理事、監事及び評議員はこのことを前提に、理事会及び評議員会で十分な議論を尽くすこと。</p> <p>(法第27条、法第45条の15、法第45条の20)</p>	
<p>5</p> <p>リース資産管理台帳が整備されているにもかかわらず、備え置くべき補助簿として経理規程に規定されていなかった。</p> <p>なお、本件については、前回、前々回も同様の文書指摘をしており、その際、貴法人は「検討した結果、該当件数が少ないため、経理規程に規定するまでの必要性がないと判断しました。」旨の回答があったところである。</p> <p>しかしながら、貸借対照表には、その他の固定資産にリース資産（13,033,100円）が計上されているが、この金額には、利息相当額を含めた額が計上されているなど、本書文書指摘8のとおり適正額が計上されていなかった。</p> <p>については、各勘定科目の内容又は残高の内訳を明らかにする必要がある勘定科目の補助簿を経理規程に規定することを再検討すること。</p> <p>(経理規程第12条)</p>	<p>リース資産の消費税相当額を利息相当額ととらえていたため、誤った会計処理をしていたので、令和6年度決算処理で修正した。</p> <p>併せて、補助簿としてリース資産管理台帳を経理規程に追加する。</p>
<p>6</p> <p>令和4及び5年度の監査において、特養拠点区分の当期資金収支差額合計がマイナスになるまで法人本部拠点区分及び公益事業区分へ資金繰入れされていた件について、マイナス分について特養拠点区分へ戻入するよう改善を求めたところ、これに対して貴法人は「過年度修正を行い是正する。」としていたにもかかわらず戻入されていなかった。</p> <p>については、特養拠点区分の運営費は、本来特養拠点の利用者のために使用されるべき資金であることに鑑み、特養拠点区分への戻入に努めるとともに、マイナスが生じるまでの繰入が不要となるよう、法人運営の抜本的な見直しを行うこと。</p> <p>(法第25条)(老発第188号第2の3(1))</p>	<p>令和3年度決算時、特養拠点区分の前期末支払資金残高を一定額保有していたことから、当期資金収支差額合計がマイナスとなっても、経営上、特段の支障はないと考えていたが、会計処理の取り扱いとしては適切でなかった。</p> <p>是正・改善策としてマイナス計上分を特養拠点に戻入することが求められるところであるが、特養拠点から繰入した法人本部拠点区分及び公益事業区分は赤字部門であり、戻入することは実際には不可能であった。</p> <p>再度、法人本部拠点区分及び公益事業区分は赤字部門であり、事業の見直しをはじめ、無駄な支出がないか検証する。</p>

文書指摘事項	是正・改善状況報告
	<p>また、長期運営資金借入金、短期借入金なくして法人運営がままならない状況に陥っている現状を鑑み、抜本的な経営改革を進めていくために、法人運営の中長期計画を早急に策定するとともに、今後の法人の経営の在り方について、法人内部で議論していく。</p>
<p>7 特養拠点区分において短期借入を3回(計123,500,000円)行っているが、当該借入について理事会決議が行われていなかった。</p> <p>多額の借財の決定は理事に委任できない理事会の権限であるものの、多額ではない借財については理事長へ権限を委任して決定できるが、貴法人の内部規程では委任の範囲が定められていないことから、全ての借入は理事会の決議に基づき行う必要がある。</p> <p>については、理事会において委任の範囲を決定するまでは、全ての借入について理事会の決議により行うこと。</p> <p>併せて、法人として短期借入を行うことの必要性及びこれまでに理事会の承認を得ることなく借入を行った借入金に係る利息について、法人が負担すべきか検証の上、報告すること。</p> <p>なお、委任の範囲を検討するに当たっては、多額の借財が法人運営に影響を与えるおそれを排除するために理事会の権限とされた法の趣旨を考慮した上で、金額、借入の目的、財政規模などを総合的に考慮して判断すること。</p> <p>(法第45条の13第4項)(決裁規程第3条)</p>	<p>当初予算承認の理事会において、短期借入について、短期借入の必要性、借入時期、借入回数、借入額、利息相当額について説明資料を作成の上、議案として提出して、理事会決議を受ける。</p>
<p>8 特養拠点区分貸借対照表の有形リース資産及びリース債務について、消費税込みの金額で記載すると規定されているにもかかわらず、リース料総額から消費税相当額を控除した金額で計上していた。</p> <p>また、ファイナンス・リース取引における利息相当額の各期への配分方法は、利息法又は定額法と規定されているにもかかわらず、利息相当額を控除していなかった。</p> <p>については、適正に資産管理が行われていなかった原因を究明の上、貸借対照表に計上する有形リース資産及びリース債務については、消費税相当額を含め、利息相当額を控除した金額で計上すること。</p> <p>(会計省令第25条) (経理規程第4条第4項、第49条第1項、第2項)</p>	<p>前記5に関連して、消費税相当額を利息相当額と判断し、手数料として取り扱い資産取得額に含めていなかったもので、令和6年度決算で修正した。</p> <p>また、リース会計の処理について経理規程の変更を理事会で決議した。</p> <p>今後は、変更後の経理規程に沿った会計処理をする。</p>
<p>9 保育園拠点区分における年度末(令和6年</p>	<p>前記2の関連項目で、毎年、年度末に</p>

文書指摘事項	是正・改善状況報告																																								
<p>3月30日)に購入したとする消耗品(下表ア及びイ)について、以下のとおり、購入手続き等に不明な点があった。</p> <p>(1) 購入するに当たり徴収した、見積書、用品発注を行った事実を証する書類及び価格(単価)の妥当性を検討した事実を証する書類の所在が不明であった。</p> <p>(2) 納品書及び納品された消耗品を法人が検収したことを証する書類の所在が不明であった。このため、請求書に記載された数量の消耗品の納品年月日も不明であった。</p> <p>(3) 令和5年度分に支出すべき債務(支払日は令和6年5月10日)として処理しているが、請求書には日付が入っておらず、(2)のとおりであることから、適正な処理であったか不明であった。</p> <p>(4) 当該消耗品は、保育所運営事業を行うために購入されたものであるが、購入数量から推察すると長期間の保管が必要となる資産であることから、貸借対照表に貯蔵品として計上するのが適当と考えられるものの、計上されていなかった。</p> <p>については、(1)～(3)の具体的な経過を整理して、証憑書類を提出すること。</p> <p>また、(4)について、実際に大量の消耗品を保管しているのであれば、貸借対照表へ計上すること。</p> <p>更に、町との協定書によれば、財源(収入)は1年分の指定管理委託料として町から受けたものであることから、年度末に大量購入し、当該年度中に使用できないことが明らかなもの経費に対する支出の適否について、疑義が生じるところである。</p> <p>については、当該執行状況を速やかに町と協議の上、その結果を当方に報告すること。</p> <p>ア パーパータオル</p> <p>(単位:個、円、上段:税抜、下段:税込)</p> <table border="1" data-bbox="300 1563 874 1944"> <thead> <tr> <th>納入先</th> <th>品番</th> <th>数量</th> <th>単価</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>さくら保育園</td> <td>バブリックハンドタオルライトM200枚</td> <td>5,550</td> <td>115.0</td> <td>638,250 (702,075)</td> </tr> <tr> <td>さくら保育園</td> <td>バブリックハンドタオルライトS200枚</td> <td>7,080</td> <td>90.0</td> <td>637,200 (700,920)</td> </tr> <tr> <td>つくし保育園</td> <td>バブリックハンドタオルライトM200枚</td> <td>1,500</td> <td>115.0</td> <td>172,500 (189,750)</td> </tr> <tr> <td>つくし保育園</td> <td>バブリックハンドタオルライトS200枚</td> <td>2,000</td> <td>90.0</td> <td>180,000 (198,000)</td> </tr> <tr> <td>さくら保育園</td> <td>バブリックハンドタオルライトM200枚</td> <td>1,500</td> <td>115.0</td> <td>172,500 (189,750)</td> </tr> <tr> <td>さくら保育園</td> <td>バブリックハンドタオルライトS200枚</td> <td>2,000</td> <td>90.0</td> <td>180,000 (198,000)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>19,630</td> <td></td> <td>1,980,450 (2,178,495)</td> </tr> </tbody> </table>	納入先	品番	数量	単価	金額	さくら保育園	バブリックハンドタオルライトM200枚	5,550	115.0	638,250 (702,075)	さくら保育園	バブリックハンドタオルライトS200枚	7,080	90.0	637,200 (700,920)	つくし保育園	バブリックハンドタオルライトM200枚	1,500	115.0	172,500 (189,750)	つくし保育園	バブリックハンドタオルライトS200枚	2,000	90.0	180,000 (198,000)	さくら保育園	バブリックハンドタオルライトM200枚	1,500	115.0	172,500 (189,750)	さくら保育園	バブリックハンドタオルライトS200枚	2,000	90.0	180,000 (198,000)	計		19,630		1,980,450 (2,178,495)	<p>なると保育園拠点に消耗器具备品費支出において予算執行残が生じていたため、法人本部の常勤役員が予算残の対応を検討した結果、年度末における予算消化のために、無理な予算執行を行ったことが原因である。</p> <p>具体的には、補正予算に間に合わない状況で年度末に当該年度に消耗品等を購入しても費消できないことから、次年度使用するものについて、必要数量を把握せず、経理規程等、適正な手続きを得ることなく、大量に消耗品の発注し、購入した。</p> <p>保育所拠点の経費は町からの委託費として当該年度の保育所を運営するための経費あり、年度末に大量の発注は不適正な対応であったと言わざるを得ず、納品されていないにもかかわらず、代金を支払ったことは、不適正な経理処理であった。</p> <p>なお、指摘のあった(1)から(4)の項目については、以下のとおり。</p> <p>(1) について</p> <p>見積書の徴收起案等を怠り直近の納品単価で発注したため、価格(単価)の妥当性の検証は十分ではなかった。</p> <p>(2) 及び (3) について</p> <p>納品書も令和5年度分から保管していなかった。再度、業者から納入日等が記載された納品書を再発行してもらい確認した。年度末に大量に発注したことから、納品された消耗品の大半は翌年度に納入されていた。</p> <p>(4) について</p> <p>購入した消耗品については、保育所で利用することもないことから、特養拠点で購入したとする修正の会計処理を行い、令和6年度決算でゆうらくの棚卸資産として決算計上した。</p> <p>当該執行状況については、町へ説明した。町からは、購入した数量を踏まえると翌年度の使用を想定した長期間の保管が必要となる資産と考えられ、年度を超えて使用することが明らかな場合は適正な支出と認められないため、購入額2,678,445円の返還を求める指示があり、令和7年5月29</p>
納入先	品番	数量	単価	金額																																					
さくら保育園	バブリックハンドタオルライトM200枚	5,550	115.0	638,250 (702,075)																																					
さくら保育園	バブリックハンドタオルライトS200枚	7,080	90.0	637,200 (700,920)																																					
つくし保育園	バブリックハンドタオルライトM200枚	1,500	115.0	172,500 (189,750)																																					
つくし保育園	バブリックハンドタオルライトS200枚	2,000	90.0	180,000 (198,000)																																					
さくら保育園	バブリックハンドタオルライトM200枚	1,500	115.0	172,500 (189,750)																																					
さくら保育園	バブリックハンドタオルライトS200枚	2,000	90.0	180,000 (198,000)																																					
計		19,630		1,980,450 (2,178,495)																																					

文書指摘事項		是正・改善状況報告																									
	<p>イ コピー用紙 (単位：個、円上、段：税抜、下段：税込)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>納入先</th> <th>品番</th> <th>数量</th> <th>単価</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>つくし 保育園</td> <td>PPC用紙2,500枚</td> <td>182</td> <td>2,250</td> <td>409,500 (450,450)</td> </tr> <tr> <td>つくし 保育園</td> <td>PPC用紙2,500枚</td> <td>10</td> <td>2,250</td> <td>22,500 (24,750)</td> </tr> <tr> <td>さくら 保育園</td> <td>PPC用紙2,500枚</td> <td>10</td> <td>2,250</td> <td>22,500 (24,750)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>202</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(会計省令第2条、第25条、28条)(定 款第33条) (経理規程第4条第1項、第26条、第44 条、第46条、第59条、第73条)</p>	納入先	品番	数量	単価	金額	つくし 保育園	PPC用紙2,500枚	182	2,250	409,500 (450,450)	つくし 保育園	PPC用紙2,500枚	10	2,250	22,500 (24,750)	さくら 保育園	PPC用紙2,500枚	10	2,250	22,500 (24,750)	計		202			<p>日に返還したことを報告する。</p>
納入先	品番	数量	単価	金額																							
つくし 保育園	PPC用紙2,500枚	182	2,250	409,500 (450,450)																							
つくし 保育園	PPC用紙2,500枚	10	2,250	22,500 (24,750)																							
さくら 保育園	PPC用紙2,500枚	10	2,250	22,500 (24,750)																							
計		202																									
10	<p>保育園拠点区分において令和5年度に設 置・設定されたノートパソコンについて、以 下のとおり不明又は不適正な点があった。</p> <p>(1) 購入するに当たり徴収した見積書、用 品発注を行った事実を証する書類及び価格 (単価)の妥当性を検討した事実を証する 書類の所在が不明であった。</p> <p>(2) 契約書が作成されていなかった。</p> <p>(3) 請求書の取引明細では、令和5年4月 27日及び28日に設置・設定されたもので ありながら、固定資産管理台帳では、その 一部(5台、992,750円)が令和5年3月 31日に取得した備品として計上されてい た。</p> <p>(4) 町へ提出した令和4年度資金収支計算 分析表にも、令和5年度に購入したノート パソコンの一部を令和4年度の器具及び備 品取得支出(992,750円)として計上して いた。</p> <p>令和5年度に設置・設定した時点を納品と 解するのであれば、双務契約の原則から当該 時点で取引が発生(取引が確定)したことと なり、発生主義の原則に基づき令和5年度会 計に区分されるべきもので、令和4年度保育 所運営事業(第2種社会福祉事業)に要した 経費としてその一部を計上することはできな い。</p> <p>については、(1)及び(3)の具体的な経過 を整理して報告するとともに、そのことが証 明できる証憑書類を提出すること。</p> <p>また、設置・設定日＝納品日であるならば、 上記(3)及び(4)のとおり、令和4年度 に区分したノートパソコンに係る委託料の扱 いについて、速やかに町と協議の上、町の指 示に基づき対処するとともに、その結果を当 方に報告すること。</p> <p>おって、規定の金額を超える契約を行う場 合は、必ず契約書を作成し、省略する場合も</p>	<p>前記2及び9の関連項目で、毎年、年 度末になると保育園拠点に消耗器具備 品費支出において予算執行残が生じて いたため、法人本部の常勤役員が予算残 の対応を検討した結果、年度末における 予算消化のために、無理な予算執行を行 ったことが原因である。</p> <p>パソコンの購入については、町との指 定管理委託契約等を確認することなく、 令和5年3月31日に第1回目の発注、 令和5年4月21日に第2回の備品購入 の発注を行った。</p> <p>更に、補正予算に間に合わない状況で 年度末に町と備品の購入について協議 を行うことなく、法人の一存により次年 度予算で購入すべき備品を当該年度で 執行した。</p> <p>加えて、今回法人が購入したパソコン については、町との指定管理契約の第 17条に規定された第1種備品に該当 し、法人の資産として計上していたこと は不適正であることを認識した。この備 品以外にも、法人の資産として計上すべ きでないものがないか他の固定資産に ついては、点検を行い、修正処理が必要な 備品については、令和7年度決算で修正 する。</p>																									

文書指摘事項		是正・改善状況報告																																											
<p>請書等を作成し、契約の適正な履行を確保すること。</p> <p>固定資産取得の状況</p> <p style="text-align: right;">(単位：個、円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>納入先</th> <th>資産名</th> <th>固定資産管理台帳の取得日 ()は支払日</th> <th>請求書の 納入日</th> <th>数量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>つくし保育園</td> <td>ノート P C</td> <td>R5. 3. 31 (R5. 6. 12)</td> <td>R5. 4. 28</td> <td>3</td> <td>595,650</td> </tr> <tr> <td>さくら保育園</td> <td>ノート P C</td> <td>R5. 3. 31 (R5. 6. 12)</td> <td>R5. 4. 27</td> <td>2</td> <td>397,100</td> </tr> <tr> <td colspan="4">R4 計上分</td> <td>5</td> <td>992,750</td> </tr> <tr> <td>つくし保育園</td> <td>ノート P C</td> <td>R5. 6. 12 (R5. 6. 12)</td> <td>R5. 4. 28</td> <td>2</td> <td>338,866</td> </tr> <tr> <td>さくら保育園</td> <td>ノート P C</td> <td>R5. 6. 12 (R5. 6. 12)</td> <td>R5. 4. 27</td> <td>2</td> <td>338,877</td> </tr> <tr> <td colspan="4">R5 計上分</td> <td>4</td> <td>677,743</td> </tr> </tbody> </table> <p>(会計省令第2条)(定款第33条) (経理規程第4条第1項、第26条、第59条、第73条～第75条)</p>		納入先	資産名	固定資産管理台帳の取得日 ()は支払日	請求書の 納入日	数量	金額	つくし保育園	ノート P C	R5. 3. 31 (R5. 6. 12)	R5. 4. 28	3	595,650	さくら保育園	ノート P C	R5. 3. 31 (R5. 6. 12)	R5. 4. 27	2	397,100	R4 計上分				5	992,750	つくし保育園	ノート P C	R5. 6. 12 (R5. 6. 12)	R5. 4. 28	2	338,866	さくら保育園	ノート P C	R5. 6. 12 (R5. 6. 12)	R5. 4. 27	2	338,877	R5 計上分				4	677,743		
納入先	資産名	固定資産管理台帳の取得日 ()は支払日	請求書の 納入日	数量	金額																																								
つくし保育園	ノート P C	R5. 3. 31 (R5. 6. 12)	R5. 4. 28	3	595,650																																								
さくら保育園	ノート P C	R5. 3. 31 (R5. 6. 12)	R5. 4. 27	2	397,100																																								
R4 計上分				5	992,750																																								
つくし保育園	ノート P C	R5. 6. 12 (R5. 6. 12)	R5. 4. 28	2	338,866																																								
さくら保育園	ノート P C	R5. 6. 12 (R5. 6. 12)	R5. 4. 27	2	338,877																																								
R5 計上分				4	677,743																																								
11	<p>特養拠点区分において借り入れた長期運営資金借入金(30,000,000円)について、借入目的を「法人全体の赤字を補填するため」という漠然とした内容で理事会決議を得ていた。</p> <p>また、借入金額、償還期間等の借入金の概要は議案として示されていたものの、何を財源として償還期間内に返済するのか、これまでの借入金の返済と併せて健全な法人運営を維持しながら返済することが可能なのか、従来どおりの運営で返済が難しい場合は何を改めるのかなどを十分に審議・決議できる情報を理事会に示さないまま、銀行から借り入れることができるということをもって漫然と決議していた。</p> <p>については、借入目的を拠点区分毎に明確にした上で(例：法人本部の運営に必要な資金のうち、他拠点から繰入でも不足する資金を確保するため、〇〇拠点区分の△△事業を拡充する資金を確保するため、□□拠点区分の～を原因とする利用者の減による収入不足を補うため)、その目的に応じて各拠点区分において借入及び償還に係る会計処理を行うこと。</p> <p>また、借入に当たっては、経理規程に基づき返済計画(償還計画や資金計画等)を具体的に策定するとともに、これを理事会にも示した上で借入金健全な法人運営に影響を及ぼすことがないよう、十分な審議を行うこと。</p> <p>(留意事項8)(経理規程第38条)</p>	<p>前記6及び7の関連事項について、現状の法人の経営状態では、長期運営資金借入金、短期借入金なくして法人運営がままならない状況に陥っている。</p> <p>借入を行うに当たっては、借入金の目的、借入金の総額はもとより、詳細な借入金返済計画表を作成して借入金の返済額、返済期日、返済期間、返済に係る利息などを計算する。</p> <p>また、返済を滞りなく行うためにも、どの財源を借入金の返済に充てることのできるのか、その場合、返済することにより社会福祉事業に影響を及ぼすことはないかなども十分検討して返済計画を作成する。</p> <p>今後は、作成した返済計画(償還計画や資金計画等)を理事会、評議員会で提示して借入金の必要性、償還計画の妥当性、法人運営の安定的な経営について、法人内部で議論していく。</p>																																											